

耕畜連携粗飼料増産対策事業実施要綱

21 生畜第2065号
平成22年4月1日
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

輸入飼料価格が今後とも高水準で推移する可能性がある中で、我が国の粗飼料生産をより一層拡大し、国産飼料基盤に立脚した足腰の強い畜産経営を確立することが極めて重要となっている。

このような中で、粗飼料生産を飛躍的に拡大し、また、その生産を持続的・効率的に行うためには、耕畜連携（耕種農家が生産した粗飼料を畜産農家に供給すること、畜産農家から提供されたたい肥を耕種農家が利用すること等の連携をいう。）や、畑不作付地への新規作付を推進することが重要であることから、このような取組を行う農業者を支援するものとする。

第2 定義

この要綱において使用する用語は、次の定義に従うものとする。

1 都道府県協議会とは、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める要件を満たし、原則として都道府県の区域をその区域とする農業者団体（農業者が構成員となっている団体をいう。以下同じ。）、都道府県等により構成される協議会をいう。

2 地域協議会とは、生産局長が別に定める要件を満たし、原則として市町村の区域をその区域とする農業者団体、市町村等により構成される協議会をいう。

第3 事業内容

本事業は、飼料作物の生産を推進するため、別紙の助成対象者の欄に掲げる要件を満たす農業者等（以下「助成対象者」という。）が水田等を活用して行う別紙の取組内容の欄に掲げる取組に対して、地域協議会が当該水田等の面積に応じて助成金を交付するのに要する経費の全部又は一部を助成する事業とする。

第4 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県協議会とする。

第5 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成22年度とする。

第6 業務方法書

1 事業実施主体は、第3の助成を行おうとするときは、生産局長が別に定めるところにより、業務方法書を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。

2 事業実施主体は、業務方法書の変更をする場合には、1の規定を準用する。

第7 事業実施手続

1 耕畜連携営農計画書

助成対象者は、生産局長が別に定めるところにより、耕畜連携営農計画書を作成し、地域協議会に提出するものとする。

2 耕畜連携地域計画書

(1) 地域協議会は、生産局長が別に定めるところにより、耕畜連携地域計画書を作成し、事業実施主体に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 事業実施主体は、(1)の承認をしようとするときは、あらかじめ地方農政局長等に協議するものとする。

(3) (1)及び(2)の規定は、耕畜連携地域計画書の生産局長が別に定める重要な変更について準用する。

3 耕畜連携粗飼料増産計画書

(1) 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、耕畜連携粗飼料増産計画書を作成し、地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) (1)の規定は、耕畜連携粗飼料増産計画書の生産局長が別に定める重要な変更について準用する。

第8 国の助成

国は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、別に定めるところにより、補助するものとする。

第9 事業の実施状況の報告

1 地域協議会は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を事業実施主体に報告するものとする。

2 事業実施主体は、1の報告を取りまとめ、生産局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。

第10 推進体制等

1 農業者団体の役割

農業者団体は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、都道府県協議会又は地域協議会の会員として一定の役割を担うものとする。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、都道府県協議会又は地域協議会の会員として一定の役割を担うとともに、都道府県にあっては事業実施主体を指導するものとする。

3 国の役割

国は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、事業実施主体を指導するものとする。

第11 他の施策との関連

事業実施主体は、本事業の実施に当たり、水田利活用自給力向上事業に基づく施策その他の関連する施策との連携が図られるよう努めるものとする。

第12 その他

本事業の実施に必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによるものとする。

附則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

助成対象者	取組内容	取組要件	主要作業
<p>本事業において、助成の対象となる者は、生産局長が別に定める助成の対象となり得る水田等において権原に基づいて本事業の取組を実施している者又は本事業の取組の主要作業の過半を実施する者であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づき、農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けた者（同法第23条第7項の規定により認定農業者と見なされた者を含む。）をいう。）</p> <p>(2) 特定農業団体及び次に掲げる団体</p> <p>ア 農業協同組合及び農業協同組合連合会</p> <p>イ 公社</p> <p>ウ 農事組合法人</p> <p>エ 農業協同組合及び市町村が議決権の過半数を保有している株式会社</p> <p>オ 農業を営む個人が無限責任社員となつている合名会社又は合資会社</p> <p>カ 農業を主たる業務とし、かつ、農業者がその法人の議決権の過半数を保有している株式会社であつて、株主の総数が50人以下であり、かつ、公開会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第5号に規定する公開会社）でないもの</p> <p>キ 栽培、収穫等の過程を共同で行うことを目的として3戸以上の農業者で構成される法人格なき社団又は財団であつて、代表者及び構成員の定めのあるもの</p>	1 わら専用稲の生産・飼料利用	<p>そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料用又は種苗用として利用される稲の作付けであつて、刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること。</p>	<p>助成対象者の欄の本事業の主要作業の過半の実施は、次の作業区分のいずれか3区分以上の作業の実施とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 耕起及び整地 2 田植え（直播の場合にあつては、は種） 3 生育管理 4 収穫 5 乾燥及び調製
	2 水田放牧の取組	<p>水田における牛の放牧の取組であり、次に掲げる事項のすべてを満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1ヘクタール当たりの放牧頭数が成牛換算で2頭以上であること。なお、成牛換算においては、育成牛2頭あたり成牛1頭とする。 2 対象牛は、おおむね24か月齢以上の成牛又は8か月齢以上の育成牛であること。 3 放牧期間が延べ90日以上であること。 	<p>助成対象者の欄の本事業の主要作業の過半の実施は、次の作業区分のいずれか2区分以上の作業の実施とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 耕起及び整地 2 は種 3 放牧用設備の設置及び管理 4 牛群管理
	3 資源循環の取組	<p>水田で生産された飼料作物の供給を受けた家畜の排せつ物から生産されたたい肥を飼料作物を作付けた水田に施肥する取組であつて、次に掲げる事項のすべてを満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 散布されるたい肥が、利用供給協定に基づき飼料作物の作付けをしている水田で生産された飼料作物の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。 2 たい肥を散布する水田がたい肥を散布する者の自己経営地（資源循環の取組を行う者が所有し、又は飼料作物を自ら作付けする土地をいう。）でないこと。 3 同一年度において他に資源循環の取組による助成を受ける予定がない水田であること。 4 たい肥の散布量が10アール当たりで2トン又は4立方メートル以上であること。ただし、地域の公的機関がたい肥の散布量に関する基準を定めている場合にあつては、地域協議会の判断により当該基準に代えることができる。 	<p>助成対象者の欄の本事業の主要作業は、たい肥の散布とする。</p>
	4 畑不作付地等への新規作付拡大	<p>畑不作付地等に新規に飼料作物を作付し、当該畑にたい肥を施肥する取組であつて、次に掲げる事項のすべてを満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 飼料作物の作付を行うこと。 2 たい肥の散布量が10アール当たりで2トン又は4立方メートル以上であること。ただし、地域の公的機関がたい肥の散布量に関する基準を定めている場合にあつては、地域協議会の判断により当該基準に代えることができる。 	<p>助成対象者の欄の本事業の主要作業の過半の実施は、次の作業区分のいずれか2区分以上の作業の実施又はたい肥の散布の実施とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 耕起及び整地 2 は種 3 収穫 4 乾燥及び調製